

◇ 遺産分割前に死亡した配偶者の税額軽減

Q : 父が死亡し、その遺産の分割がまだ済まないうちに母も急死しました。

父の遺産の一部は母が相続し、そのあとで私たち兄妹2人が相続したことにしようと思うのですが、この場合、母は配偶者の税額軽減の規定が適用できるのでしょうか。

A : 母の取得財産を明確にしておけば、適用があります。

【解説】

ご質問のような場合の遺産の分割は、父の遺産を子供が直接取得する場合と、父の死亡直後に死亡した母を経由して子供が父の遺産を取得する場合とが考えられます。

この場合、その分割において死亡した配偶者の取得財産を明確にしたときには、その財産は配偶者が取得したのものとして、配偶者の税額軽減の適用が受けられることとされています。

したがって、ご質問の場合には、あなた方兄妹2人がお父さんの遺産の分割協議において、死亡したお母さんの取得財産を明確にしておけば、配偶者の税額軽減の規定が適用できます。

なお、この場合は、お父さんからの遺産の取得に関する相続税の申告書のほかに、お母さんからの遺産の取得に関する相続税の申告書の提出が必要になります。

